

1. 訪問型サービス（独自）サービスコード表

【国基準訪問サービス（国基準相当訪問型サービス）】

基本部分	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
------	---

イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者、要支援1・2 週1回程度の国基準相当訪問型サービスが必要とされた者 (1月につき 1,172単位)	×90/100
ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者、要支援1・2 週2回程度の国基準相当訪問型サービスが必要とされた者 (1月につき 2,342単位)	
ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	要支援2 週2回を超える国基準相当訪問型サービスが必要とされた者 (1月につき 3,715単位)	

ニ 初回加算	(1月につき 200単位を加算)
--------	------------------

ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） (1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） (1月につき 200単位を加算)

ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき 所定単位×137/1000を加算)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき 所定単位×100/1000を加算)	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき 所定単位×55/1000を加算)	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (1月につき (3)の90/100を加算)	
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (1月につき (3)の80/100を加算)	
ハ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき 所定単位×63/1000を加算)	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき 所定単位×42/1000を加算)	

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度基準額の対象外の算定項目